

第一〇四回

参第八号

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律（案）

外国人漁業の規制する法律（昭和四十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「二十万円」を「四百万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理 由

経済事情の変動及び我が国領海における外国漁船の違法操業の実態等にかんがみ、外国人漁業の規制に関する法律の罪につき定めた罰金の多額を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。